

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023007

整理番号	集R5-美山-1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町67字向山	28-1	374	056	保安林	0.3603	スギ	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町67字向山	28-2	374	059	保安林	0.0198	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所	同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所	同	上	氏名又は名称	[REDACTED]	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町67字向山	28-1	374	056	
2	皿谷町67字向山	28-2	374	059	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>（3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町67字向山	28-1	374	056	
2	皿谷町67字向山	28-2	374	059	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023008

整理 番号	集R5-美山-2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町67字向山	36-2	374	076	山林	0.0198	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 同	上	氏名又は名称	[Redacted]	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町67字向山	36-2	374	076	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町67字向山	36-2	374	076	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023003

整理 番号	集R5-美山-3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町47字葛間	20-1	362	121	畑	0.0012	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町47字葛間	21-1	362	123	畑	0.000132	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 同	上	氏名又は名称	[Redacted]	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町47字葛間	20-1	362	121	
2	皿谷町47字葛間	21-1	362	123	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>（3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町47字葛間	20-1	362	121	
2	皿谷町47字葛間	21-1	362	123	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

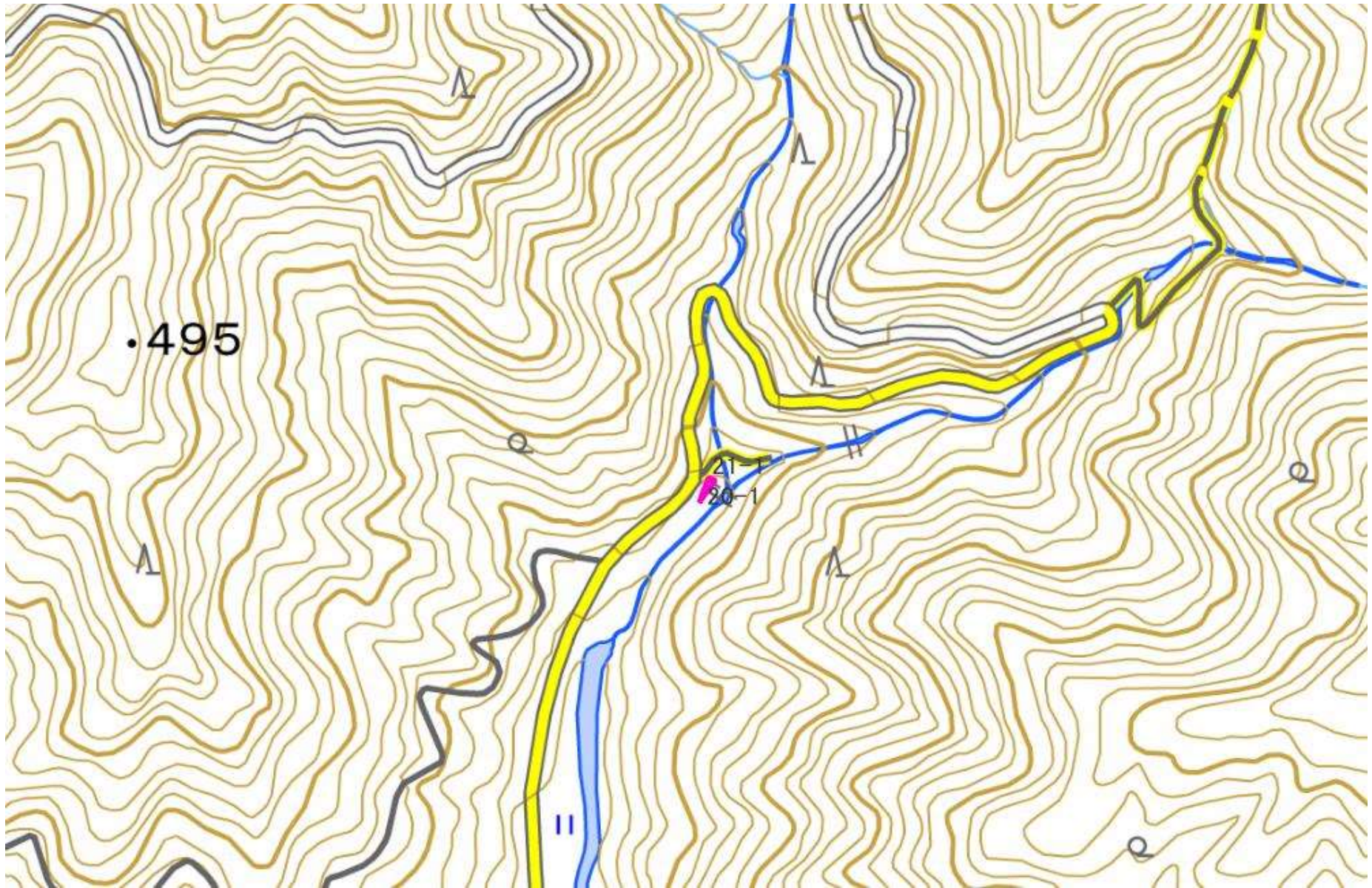
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置图 - 1



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023014

整理 番号	集R5-美山-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町3字胡桃谷	4	371	069	山林	0.0099	スギ	89	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町3字胡桃谷	15-1	371	040	山林	0.0991	その他広葉樹	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3	皿谷町3字胡桃谷	15-2	371	041	山林	0.1586	その他広葉樹	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
4	皿谷町7字六呂谷	12-1	371	117	山林	0.0991	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
5	皿谷町7字六呂谷	12-2	371	118	山林	0.0991	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
6	皿谷町7字六呂谷	22	371	104	山林	0.0099	スギ	89	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
7	皿谷町31字下東山	8	365	003	畑	0.0092	スギ	57	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
8	皿谷町31字下東山	48-1	365	069	山林	0.6545	スギ	43	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
9	皿谷町31字下東山	48-2	365	070	山林	0.0892	その他広葉樹	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
10	皿谷町31字下東山	49-1	365	073	山林	0.119	スギ	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023014

整理番号	集R5-美山-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
11	皿谷町31字下東山	49-2	365	074	山林	0.0198	スギ	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
12	皿谷町31字下東山	51-1	365	076	山林	0.1636	その他広葉樹	88	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
13	皿谷町31字下東山	51-2	365	077	山林	0.0793	その他広葉樹	88	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
14	皿谷町31字下東山	53-A	365	079	山林	0.154	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
15	皿谷町31字下東山	53-B	365	080	山林	0.154	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
16	皿谷町31字下東山	53-C	365	081	山林	0.154	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
17	皿谷町31字下東山	57-1	365	087	山林	0.0156	スギ	39	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
18	皿谷町34字上ノ山	1	362	002	畑	0.0042	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
19	皿谷町34字上ノ山	3-2	362	005	畑	0.0069	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
20	皿谷町34字上ノ山	36	362	043	山林	0.0033	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023014

整理番号	集R5-美山-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
21	皿谷町34字上ノ山	38-1	362	045	山林	0.0039	スギ	50	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
22	皿谷町34字上ノ山	38-2	362	046	山林	0.0092	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
23	皿谷町47字葛間	3-1	362	085	保安林	0.0991	その他広葉樹	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
24	皿谷町47字葛間	3-2	362	087	保安林	0.0975	その他広葉樹	60	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
25	皿谷町47字葛間	6-1	362	094	保安林	0.0829	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
26	皿谷町47字葛間	6-2	362	095	保安林	0.1487	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
27	皿谷町47字葛間	12-1	362	109	山林	0.1289	その他広葉樹	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
28	皿谷町47字葛間	12-2	362	110	山林	0.0826	その他広葉樹	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
29	皿谷町47字葛間	13-1	362	111	山林	0.0892	その他広葉樹	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
30	皿谷町47字葛間	13-2	362	112	山林	0.0495	その他広葉樹	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023014

整理 番号	集R5-美山-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
31	皿谷町47字葛間	32-1	362	150	保安林	0.6942	その他広葉樹	70	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
32	皿谷町47字葛間	32-2	362	153	保安林	0.195	スギ	69	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
33	皿谷町47字葛間	33-1	362	154	保安林	0.0165	スギ	69	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
34	皿谷町47字葛間	33-2	362	155	保安林	0.0231	スギ	69	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
35	皿谷町47字葛間	39-1	362	176	山林	0.5256	その他広葉樹	82	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
36	皿谷町47字葛間	39-2	362	177	山林	0.0991	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
37	皿谷町48字倉ヶ上	3-1	363	009	保安林	0.8694	その他広葉樹	82	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
38	皿谷町48字倉ヶ上	3-2	363	011	保安林	0.1983	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
39	皿谷町49字伐り畑	3-1	363	045	山林	2.0826	その他広葉樹	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
40	皿谷町49字伐り畑	3-2	363	047	山林	0.2314	スギ	65	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023014

整理 番号	集R5-美山-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
41	皿谷町49字伐り畑	4-1	363	048	山林	0.3636	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
42	皿谷町49字伐り畑	4-2	363	021	山林	0.0991	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
43	皿谷町49字伐り畑	5-1	363	022	山林	0.1884	その他広葉樹	70	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
44	皿谷町49字伐り畑	5-2	363	024	山林	0.0661	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
45	皿谷町49字伐り畑	7-1	363	025	山林	0.1983	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
46	皿谷町49字伐り畑	7-2	363	026	山林	0.0793	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
47	皿谷町51字御免無	2-1	364	011	保安林	0.0991	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
48	皿谷町51字御免無	2-2	364	012	保安林	0.1487	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
49	皿谷町51字御免無	3-1	364	013	保安林	0.0297	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
50	皿谷町51字御免無	3-2	364	014	保安林	0.0991	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023014

整理 番号	集R5-美山-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) [REDACTED]	(住所又は所在地) [REDACTED]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
51	皿谷町51字御免無	11-1	364	032	保安林	0.4099	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
52	皿谷町51字御免無	11-2	364	033	保安林	0.1983	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
53	皿谷町62字ソウケガクボ	17	372	047	保安林	0.119	スギ	53	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
54	皿谷町62字ソウケガクボ	18	372	049	保安林	0.1289	スギ	69	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
55	皿谷町63字中尾	25-1	372	065	山林	0.1289	スギ	42	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
56	皿谷町63字中尾	25-2	372	067	山林	0.0343	スギ	52	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
57	皿谷町64字勝ヤ谷	1	373	040	保安林	0.238	その他広葉樹	78	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
58	皿谷町66字中ノ谷	9	373	100	保安林	0.0059	スギ	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
59	皿谷町66字中ノ谷	10-1	373	101	山林	0.0049	スギ	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
60	皿谷町66字中ノ谷	10-2	373	103	保安林	0.0082	スギ	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 住所 同 上 名称 福井市長 西行 茂 印

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所 同 上 氏名又は名称 [REDACTED] 印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町3字胡桃谷	4	371	069	
2	皿谷町3字胡桃谷	15-1	371	040	
3	皿谷町3字胡桃谷	15-2	371	041	
4	皿谷町7字六呂谷	12-1	371	117	
5	皿谷町7字六呂谷	12-2	371	118	
6	皿谷町7字六呂谷	22	371	104	
7	皿谷町31字下東山	8	365	003	
8	皿谷町31字下東山	48-1	365	069	
9	皿谷町31字下東山	48-2	365	070	
10	皿谷町31字下東山	49-1	365	073	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
11	皿谷町31字下東山	49-2	365	074	
12	皿谷町31字下東山	51-1	365	076	
13	皿谷町31字下東山	51-2	365	077	
14	皿谷町31字下東山	53-A	365	079	
15	皿谷町31字下東山	53-B	365	080	
16	皿谷町31字下東山	53-C	365	081	
17	皿谷町31字下東山	57-1	365	087	
18	皿谷町34字上ノ山	1	362	002	
19	皿谷町34字上ノ山	3-2	362	005	
20	皿谷町34字上ノ山	36	362	043	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
21	皿谷町34字上ノ山	38-1	362	045	
22	皿谷町34字上ノ山	38-2	362	046	
23	皿谷町47字葛間	3-1	362	085	
24	皿谷町47字葛間	3-2	362	087	
25	皿谷町47字葛間	6-1	362	094	
26	皿谷町47字葛間	6-2	362	095	
27	皿谷町47字葛間	12-1	362	109	
28	皿谷町47字葛間	12-2	362	110	
29	皿谷町47字葛間	13-1	362	111	
30	皿谷町47字葛間	13-2	362	112	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
31	皿谷町47字葛間	32-1	362	150	
32	皿谷町47字葛間	32-2	362	153	
33	皿谷町47字葛間	33-1	362	154	
34	皿谷町47字葛間	33-2	362	155	
35	皿谷町47字葛間	39-1	362	176	
36	皿谷町47字葛間	39-2	362	177	
37	皿谷町48字倉ヶ上	3-1	363	009	
38	皿谷町48字倉ヶ上	3-2	363	011	
39	皿谷町49字伐り畑	3-1	363	045	
40	皿谷町49字伐り畑	3-2	363	047	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
41	皿谷町49字伐り畑	4-1	363	048	
42	皿谷町49字伐り畑	4-2	363	021	
43	皿谷町49字伐り畑	5-1	363	022	
44	皿谷町49字伐り畑	5-2	363	024	
45	皿谷町49字伐り畑	7-1	363	025	
46	皿谷町49字伐り畑	7-2	363	026	
47	皿谷町51字御免無	2-1	364	011	
48	皿谷町51字御免無	2-2	364	012	
49	皿谷町51字御免無	3-1	364	013	
50	皿谷町51字御免無	3-2	364	014	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
51	皿谷町51字御免無	11-1	364	032	
52	皿谷町51字御免無	11-2	364	033	
53	皿谷町62字ソウケガクボ	17	372	047	
54	皿谷町62字ソウケガクボ	18	372	049	
55	皿谷町63字中尾	25-1	372	065	
56	皿谷町63字中尾	25-2	372	067	
57	皿谷町64字勝ヤ谷	1	373	040	
58	皿谷町66字中ノ谷	9	373	100	
59	皿谷町66字中ノ谷	10-1	373	101	
60	皿谷町66字中ノ谷	10-2	373	103	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町3字胡桃谷	4	371	069	
2	皿谷町3字胡桃谷	15-1	371	040	
3	皿谷町3字胡桃谷	15-2	371	041	
4	皿谷町7字六呂谷	12-1	371	117	
5	皿谷町7字六呂谷	12-2	371	118	
6	皿谷町7字六呂谷	22	371	104	
7	皿谷町31字下東山	8	365	003	
8	皿谷町31字下東山	48-1	365	069	
9	皿谷町31字下東山	48-2	365	070	
10	皿谷町31字下東山	49-1	365	073	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
11	皿谷町31字下東山	49-2	365	074	
12	皿谷町31字下東山	51-1	365	076	
13	皿谷町31字下東山	51-2	365	077	
14	皿谷町31字下東山	53-A	365	079	
15	皿谷町31字下東山	53-B	365	080	
16	皿谷町31字下東山	53-C	365	081	
17	皿谷町31字下東山	57-1	365	087	
18	皿谷町34字上ノ山	1	362	002	
19	皿谷町34字上ノ山	3-2	362	005	
20	皿谷町34字上ノ山	36	362	043	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
21	皿谷町34字上ノ山	38-1	362	045	
22	皿谷町34字上ノ山	38-2	362	046	
23	皿谷町47字葛間	3-1	362	085	
24	皿谷町47字葛間	3-2	362	087	
25	皿谷町47字葛間	6-1	362	094	
26	皿谷町47字葛間	6-2	362	095	
27	皿谷町47字葛間	12-1	362	109	
28	皿谷町47字葛間	12-2	362	110	
29	皿谷町47字葛間	13-1	362	111	
30	皿谷町47字葛間	13-2	362	112	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>（3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
31	皿谷町47字葛間	32-1	362	150	
32	皿谷町47字葛間	32-2	362	153	
33	皿谷町47字葛間	33-1	362	154	
34	皿谷町47字葛間	33-2	362	155	
35	皿谷町47字葛間	39-1	362	176	
36	皿谷町47字葛間	39-2	362	177	
37	皿谷町48字倉ヶ上	3-1	363	009	
38	皿谷町48字倉ヶ上	3-2	363	011	
39	皿谷町49字伐り畑	3-1	363	045	
40	皿谷町49字伐り畑	3-2	363	047	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
41	皿谷町49字伐り畑	4-1	363	048	
42	皿谷町49字伐り畑	4-2	363	021	
43	皿谷町49字伐り畑	5-1	363	022	
44	皿谷町49字伐り畑	5-2	363	024	
45	皿谷町49字伐り畑	7-1	363	025	
46	皿谷町49字伐り畑	7-2	363	026	
47	皿谷町51字御免無	2-1	364	011	
48	皿谷町51字御免無	2-2	364	012	
49	皿谷町51字御免無	3-1	364	013	
50	皿谷町51字御免無	3-2	364	014	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>（3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
51	皿谷町51字御免無	11-1	364	032	
52	皿谷町51字御免無	11-2	364	033	
53	皿谷町62字ソウケガクボ	17	372	047	
54	皿谷町62字ソウケガクボ	18	372	049	
55	皿谷町63字中尾	25-1	372	065	
56	皿谷町63字中尾	25-2	372	067	
57	皿谷町64字勝ヤ谷	1	373	040	
58	皿谷町66字中ノ谷	9	373	100	
59	皿谷町66字中ノ谷	10-1	373	101	
60	皿谷町66字中ノ谷	10-2	373	103	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

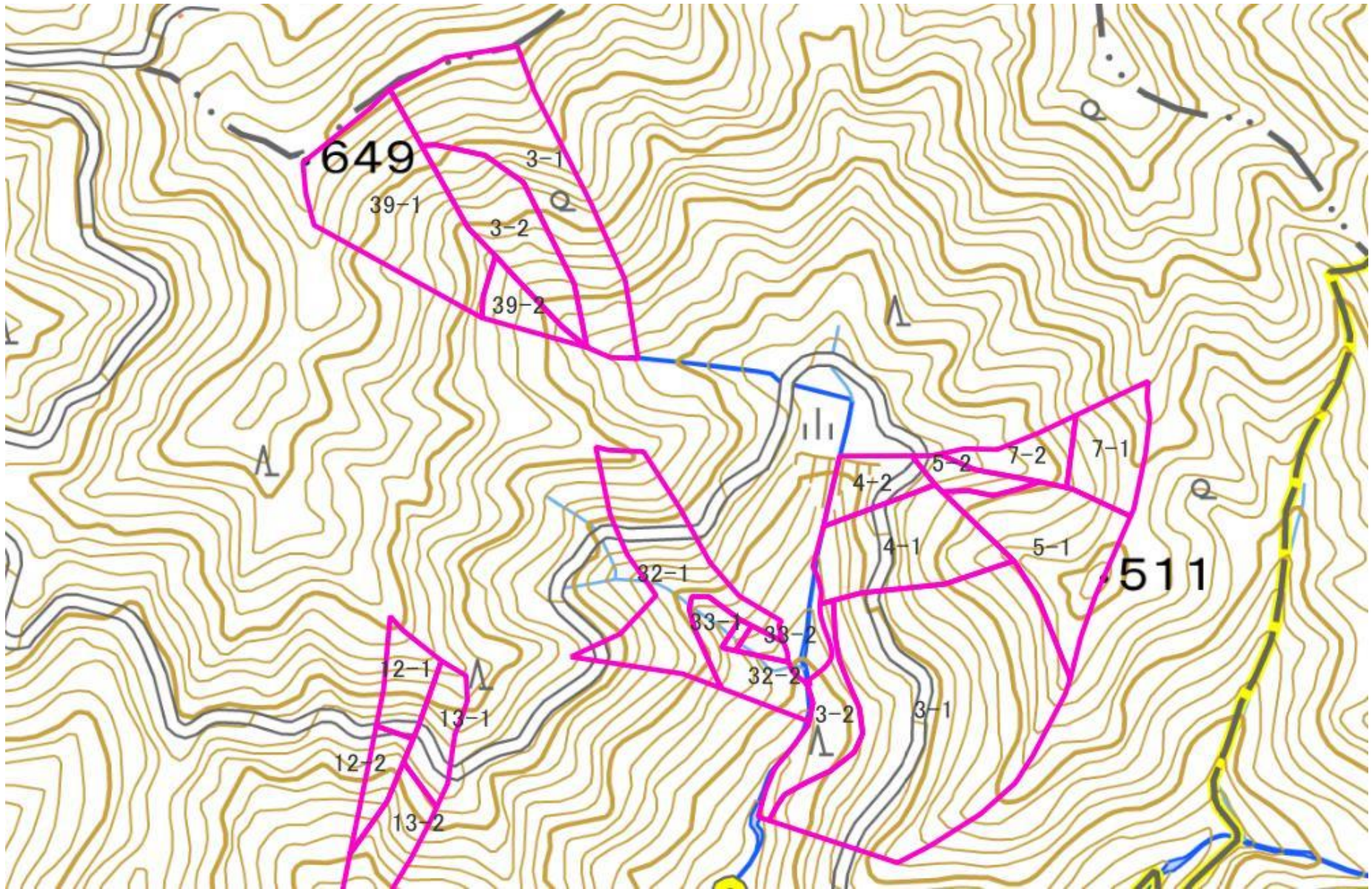
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

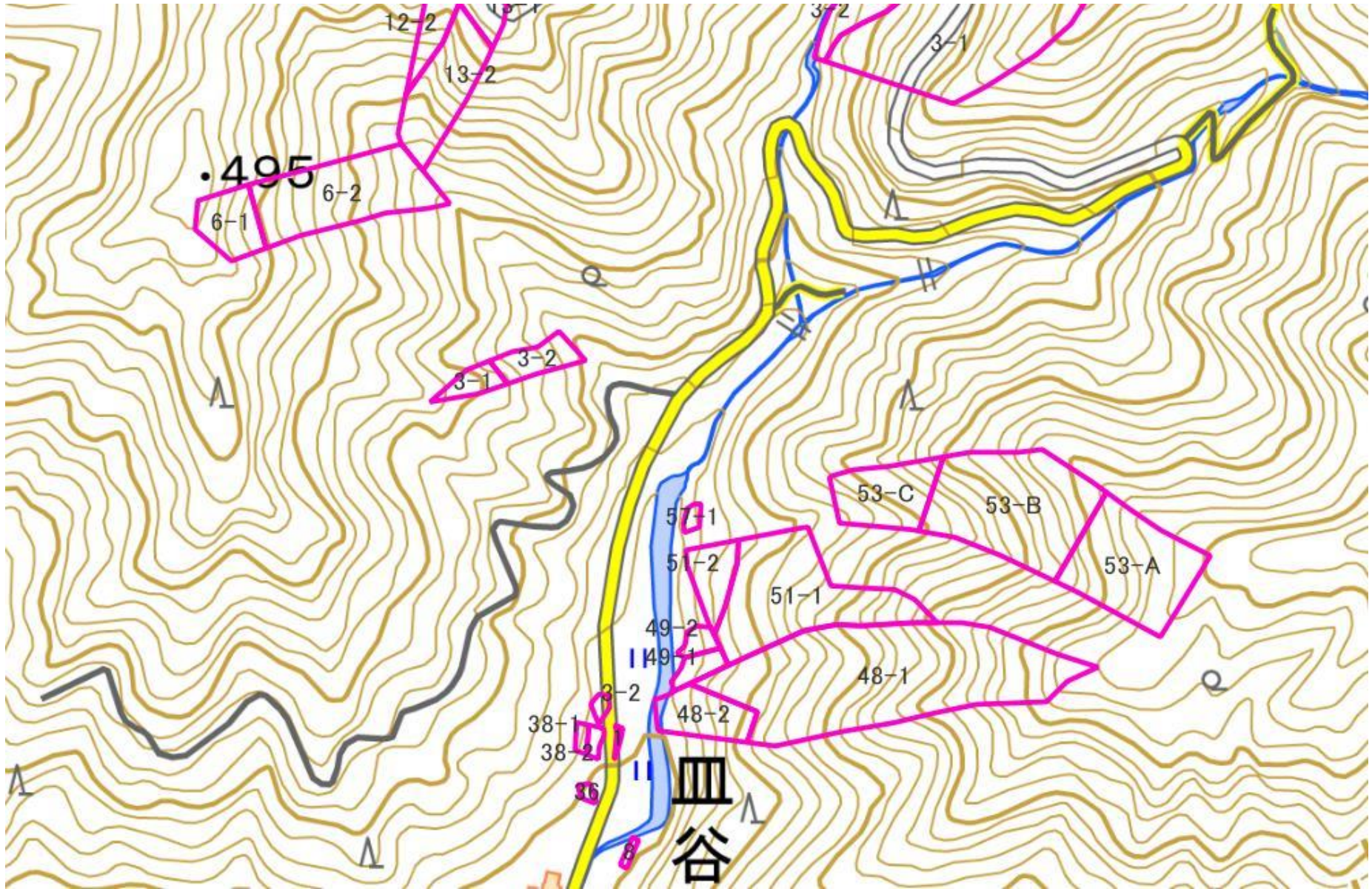
〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

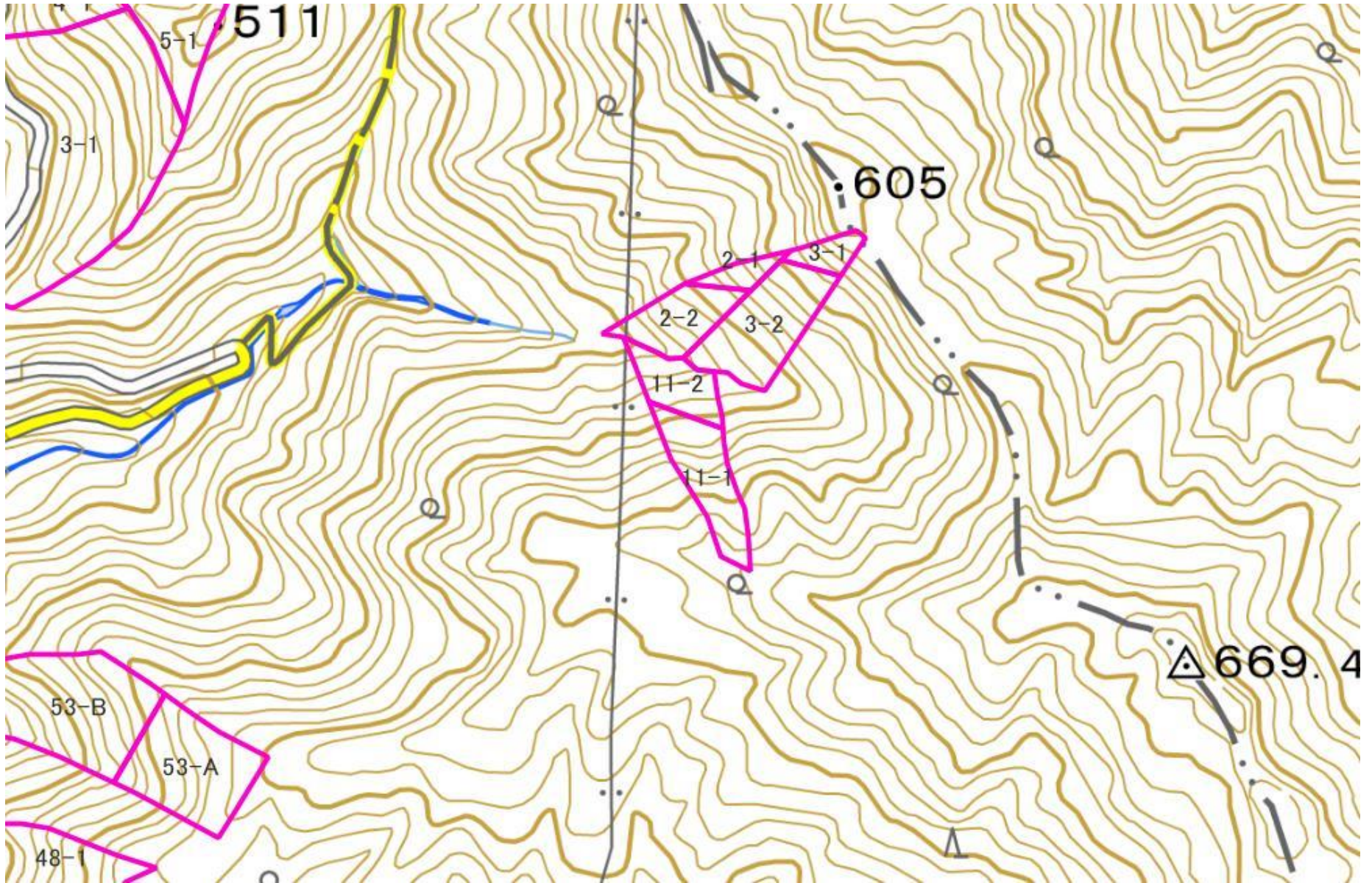
配置図 - 1



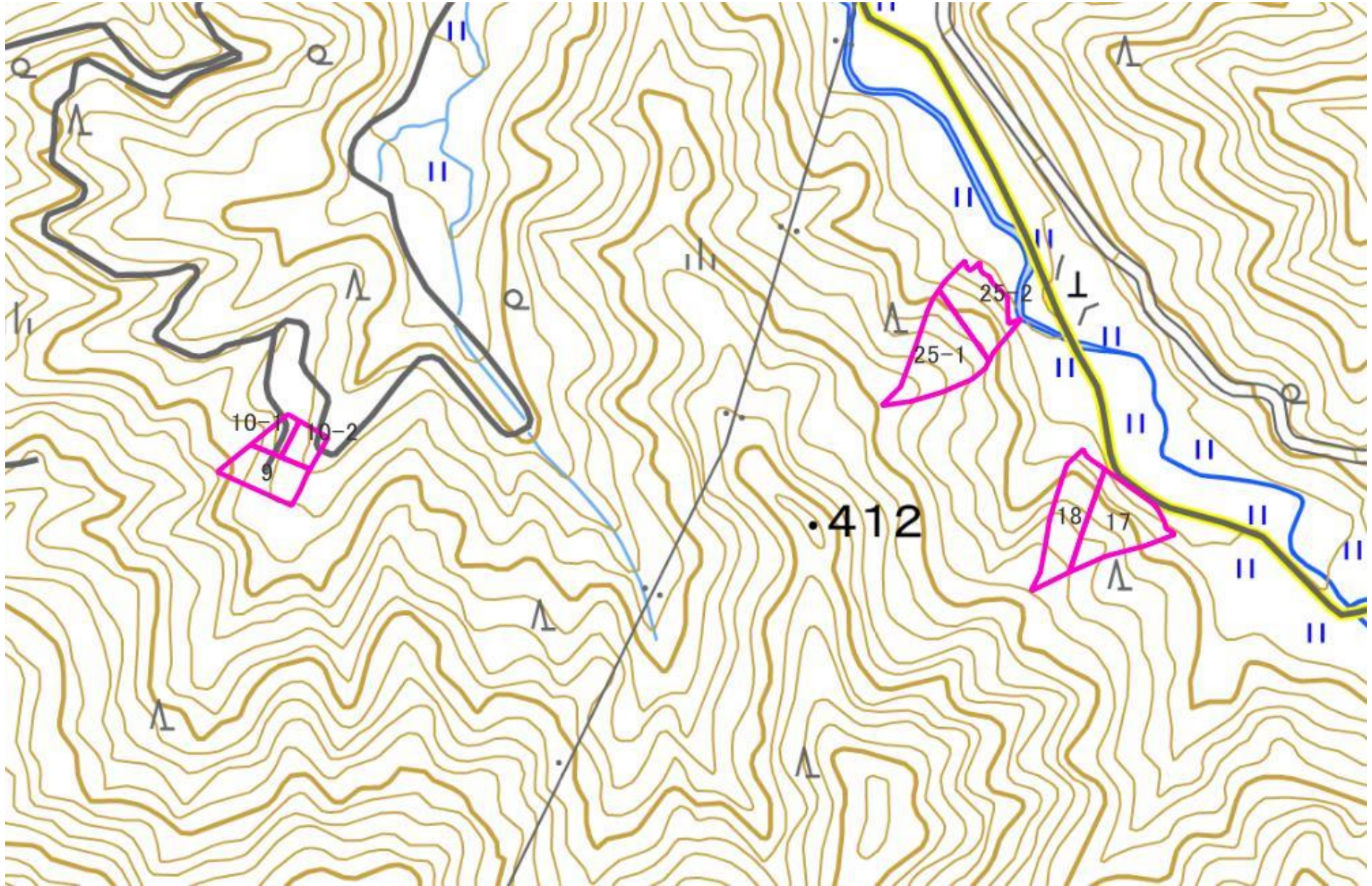
配置図 - 2

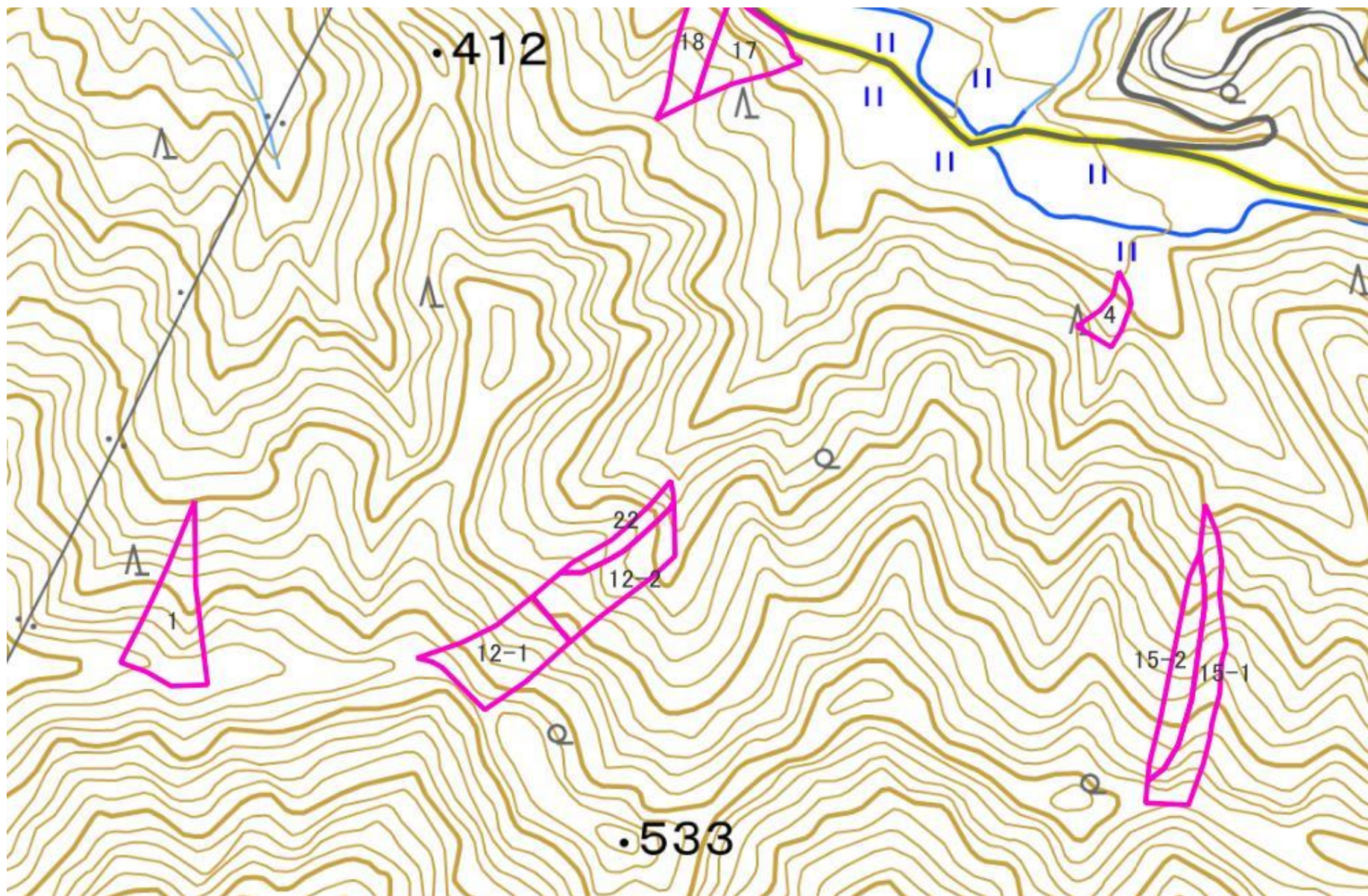


配置図 - 3



配置図 - 4





経営管理権集積計画

1 個別事項

201023013

整理番号	集R5-美山-5	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町64字勝ヤ谷	2-A	373	041	山林	0.1338	<small>その他広葉樹</small>	78	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 同	上	氏名又は名称	[Redacted]	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町64字勝ヤ谷	2-A	373	041	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町64字勝ヤ谷	2-A	373	041	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

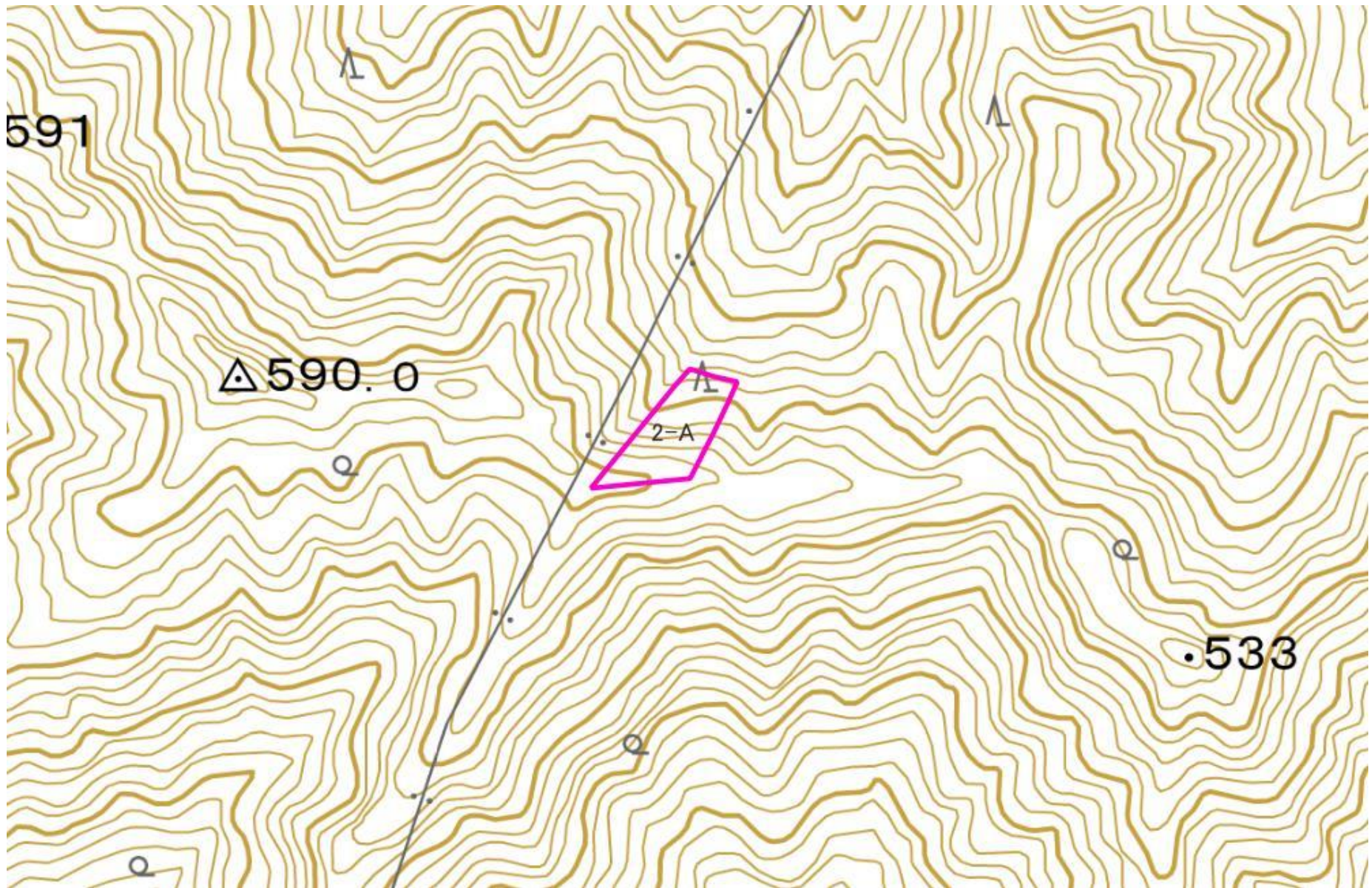
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023005

整理 番号	集R5-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町3字胡桃谷	14-1	371	065	山林	0.0297	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町3字胡桃谷	14-2	371	067	山林	0.0495	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3	皿谷町3字胡桃谷	27-1	371	007	山林	0.3173	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
4	皿谷町3字胡桃谷	27-2	371	008	山林	0.0297	スギ	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
5	皿谷町3字胡桃谷	28-1	371	009	山林	0.0297	スギ	71	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
6	皿谷町3字胡桃谷	28-2	371	010	山林	0.0495	スギ	68	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
7	皿谷町24字高畑	14	373	023	保安林	0.0105	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
8	皿谷町24字高畑	15	373	025	保安林	0.1983	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
9	皿谷町24字高畑	20	373	032	保安林	0.0694	スギ	67	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
10	皿谷町24字高畑	21	373	033	保安林	0.0396	スギ	65	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023005

整理番号	集R5-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
11	皿谷町24字高畑	22-1	373	034	保安林	0.6743	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
12	皿谷町24字高畑	22-2	373	035	保安林	0.0198	スギ	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
13	皿谷町31字下東山	46-1	365	063	山林	0.1785	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
14	皿谷町31字下東山	46-2	365	066	山林	0.0991	スギ	84	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
15	皿谷町31字下東山	59-1	365	090	山林	0.3621	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
16	皿谷町34字上ノ山	17-1	362	009	山林	0.5951	スギ	102	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
17	皿谷町34字上ノ山	17-2	362	011	山林	0.0165	スギ	102	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
18	皿谷町34字上ノ山	18-1	362	012	畑	0.0019	スギ	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
19	皿谷町34字上ノ山	21-1	362	015	山林	0.2684	スギ	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
20	皿谷町34字上ノ山	21-2	362	017	山林	0.1983	スギ	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023005

整理番号	集R5-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 福井市長 西行 茂	（所在地） 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
21	皿谷町34字上ノ山	22-1	362	019	畑	0.0131	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
22	皿谷町34字上ノ山	23	362	020	山林	0.3008	スギ	77	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
23	皿谷町34字上ノ山	25-2	362	025	山林	0.0019	スギ	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
24	皿谷町34字上ノ山	26-A	362	026	山林	0.3236	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
25	皿谷町34字上ノ山	26-B	362	027	山林	0.0066	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
26	皿谷町34字上ノ山	27-A1	362	028	山林	0.1487	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
27	皿谷町34字上ノ山	27-B	362	029	山林	0.0033	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
28	皿谷町34字上ノ山	28	362	031	山林	0.3014	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
29	皿谷町34字上ノ山	29	362	032	山林	0.0069	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
30	皿谷町34字上ノ山	31	362	034	山林	0.0092	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023005

整理番号	集R5-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 福井市長 西行 茂	（所在地） 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
31	皿谷町34字上ノ山	39	362	047	山林	0.0052	スギ	58	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
32	皿谷町34字上ノ山	42-1	362	068	山林	0.6072	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
33	皿谷町34字上ノ山	42-2	362	070	山林	0.2975	スギ	89	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
34	皿谷町47字葛間	25-1	362	130	山林	0.4925	その他広葉樹	57	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
35	皿谷町47字葛間	25-2	362	132	山林	0.1487	その他広葉樹	57	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
36	皿谷町49字伐り畑	6-1	363	057	保安林	2.4819	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
37	皿谷町49字伐り畑	6-2	363	058	保安林	0.1289	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
38	皿谷町49字伐り畑	6-3	363	059	保安林	0.0495	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
39	皿谷町49字伐り畑	8-1	363	027	山林	0.0793	その他広葉樹	71	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
40	皿谷町49字伐り畑	8-2	363	028	山林	0.0495	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023005

整理 番号	集R5-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
41	皿谷町50字浦坂	1-1	364	001	保安林	0.1322	その他広葉樹	78	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
42	皿谷町50字浦坂	1-2	364	002	保安林	0.0991	その他広葉樹	78	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
43	皿谷町51字御免無	10-1	364	030	保安林	0.0099	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
44	皿谷町51字御免無	10-2	364	031	保安林	0.0218	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
45	皿谷町63字中尾	2	372	112	保安林	0.4033	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
46	皿谷町63字中尾	18-1	372	074	保安林	0.2677	その他広葉樹	69	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
47	皿谷町63字中尾	18-2	372	076	保安林	0.0595	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
48	皿谷町63字中尾	23-1	372	061	保安林	0.3966	スギ	53	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
49	皿谷町63字中尾	23-2	372	062	保安林	0.0495	スギ	51	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
50	皿谷町64字勝ヤ谷	16-1	373	058	山林	0.6644	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023005

整理 番号	集R5-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
51	皿谷町64字勝ヤ谷	16-2	373	062	保安林	0.1487	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
52	皿谷町64字勝ヤ谷	16-3	373	063	田	0.0241	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
53	皿谷町67字向山	1-1	374	005	保安林	0.0991	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
54	皿谷町67字向山	1-2	374	006	保安林	0.0198	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
55	皿谷町67字向山	7	374	013	保安林	0.0085	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
56	皿谷町67字向山	16	374	034	保安林	0.0039	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
57	皿谷町67字向山	34	374	072	保安林	0.0033	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
58														
59														
60														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 同	上	氏名又は名称	XXXXXXXXXX	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町3字胡桃谷	14-1	371	065	
2	皿谷町3字胡桃谷	14-2	371	067	
3	皿谷町3字胡桃谷	27-1	371	007	
4	皿谷町3字胡桃谷	27-2	371	008	
5	皿谷町3字胡桃谷	28-1	371	009	
6	皿谷町3字胡桃谷	28-2	371	010	
7	皿谷町24字高畑	14	373	023	
8	皿谷町24字高畑	15	373	025	
9	皿谷町24字高畑	20	373	032	
10	皿谷町24字高畑	21	373	033	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
11	皿谷町24字高畑	22-1	373	034	
12	皿谷町24字高畑	22-2	373	035	
13	皿谷町31字下東山	46-1	365	063	
14	皿谷町31字下東山	46-2	365	066	
15	皿谷町31字下東山	59-1	365	090	
16	皿谷町34字上ノ山	17-1	362	009	
17	皿谷町34字上ノ山	17-2	362	011	
18	皿谷町34字上ノ山	18-1	362	012	
19	皿谷町34字上ノ山	21-1	362	015	
20	皿谷町34字上ノ山	21-2	362	017	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
21	皿谷町34字上ノ山	22-1	362	019	
22	皿谷町34字上ノ山	23	362	020	
23	皿谷町34字上ノ山	25-2	362	025	
24	皿谷町34字上ノ山	26-A	362	026	
25	皿谷町34字上ノ山	26-B	362	027	
26	皿谷町34字上ノ山	27-A1	362	028	
27	皿谷町34字上ノ山	27-B	362	029	
28	皿谷町34字上ノ山	28	362	031	
29	皿谷町34字上ノ山	29	362	032	
30	皿谷町34字上ノ山	31	362	034	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
31	皿谷町34字上ノ山	39	362	047	
32	皿谷町34字上ノ山	42-1	362	068	
33	皿谷町34字上ノ山	42-2	362	070	
34	皿谷町47字葛間	25-1	362	130	
35	皿谷町47字葛間	25-2	362	132	
36	皿谷町49字伐り畑	6-1	363	057	
37	皿谷町49字伐り畑	6-2	363	058	
38	皿谷町49字伐り畑	6-3	363	059	
39	皿谷町49字伐り畑	8-1	363	027	
40	皿谷町49字伐り畑	8-2	363	028	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
41	皿谷町50字浦坂	1-1	364	001	
42	皿谷町50字浦坂	1-2	364	002	
43	皿谷町51字御免無	10-1	364	030	
44	皿谷町51字御免無	10-2	364	031	
45	皿谷町63字中尾	2	372	112	
46	皿谷町63字中尾	18-1	372	074	
47	皿谷町63字中尾	18-2	372	076	
48	皿谷町63字中尾	23-1	372	061	
49	皿谷町63字中尾	23-2	372	062	
50	皿谷町64字勝ヤ谷	16-1	373	058	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
51	皿谷町64字勝ヤ谷	16-2	373	062	
52	皿谷町64字勝ヤ谷	16-3	373	063	
53	皿谷町67字向山	1-1	374	005	
54	皿谷町67字向山	1-2	374	006	
55	皿谷町67字向山	7	374	013	
56	皿谷町67字向山	16	374	034	
57	皿谷町67字向山	34	374	072	
58					
59					
60					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
1	皿谷町3字胡桃谷	14-1	371	065	
2	皿谷町3字胡桃谷	14-2	371	067	
3	皿谷町3字胡桃谷	27-1	371	007	
4	皿谷町3字胡桃谷	27-2	371	008	
5	皿谷町3字胡桃谷	28-1	371	009	
6	皿谷町3字胡桃谷	28-2	371	010	
7	皿谷町24字高畑	14	373	023	
8	皿谷町24字高畑	15	373	025	
9	皿谷町24字高畑	20	373	032	
10	皿谷町24字高畑	21	373	033	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
11	皿谷町24字高畑	22-1	373	034	
12	皿谷町24字高畑	22-2	373	035	
13	皿谷町31字下東山	46-1	365	063	
14	皿谷町31字下東山	46-2	365	066	
15	皿谷町31字下東山	59-1	365	090	
16	皿谷町34字上ノ山	17-1	362	009	
17	皿谷町34字上ノ山	17-2	362	011	
18	皿谷町34字上ノ山	18-1	362	012	
19	皿谷町34字上ノ山	21-1	362	015	
20	皿谷町34字上ノ山	21-2	362	017	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
21	皿谷町34字上ノ山	22-1	362	019	
22	皿谷町34字上ノ山	23	362	020	
23	皿谷町34字上ノ山	25-2	362	025	
24	皿谷町34字上ノ山	26-A	362	026	
25	皿谷町34字上ノ山	26-B	362	027	
26	皿谷町34字上ノ山	27-A1	362	028	
27	皿谷町34字上ノ山	27-B	362	029	
28	皿谷町34字上ノ山	28	362	031	
29	皿谷町34字上ノ山	29	362	032	
30	皿谷町34字上ノ山	31	362	034	

【経営管理実施権が設定されない場合】
（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
 ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
（2. 留意事項）
 ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
31	皿谷町34字上ノ山	39	362	047	
32	皿谷町34字上ノ山	42-1	362	068	
33	皿谷町34字上ノ山	42-2	362	070	
34	皿谷町47字葛間	25-1	362	130	
35	皿谷町47字葛間	25-2	362	132	
36	皿谷町49字伐り畑	6-1	363	057	
37	皿谷町49字伐り畑	6-2	363	058	
38	皿谷町49字伐り畑	6-3	363	059	
39	皿谷町49字伐り畑	8-1	363	027	
40	皿谷町49字伐り畑	8-2	363	028	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
41	皿谷町50字浦坂	1-1	364	001	
42	皿谷町50字浦坂	1-2	364	002	
43	皿谷町51字御免無	10-1	364	030	
44	皿谷町51字御免無	10-2	364	031	
45	皿谷町63字中尾	2	372	112	
46	皿谷町63字中尾	18-1	372	074	
47	皿谷町63字中尾	18-2	372	076	
48	皿谷町63字中尾	23-1	372	061	
49	皿谷町63字中尾	23-2	372	062	
50	皿谷町64字勝ヤ谷	16-1	373	058	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
51	皿谷町64字勝ヤ谷	16-2	373	062	
52	皿谷町64字勝ヤ谷	16-3	373	063	
53	皿谷町67字向山	1-1	374	005	
54	皿谷町67字向山	1-2	374	006	
55	皿谷町67字向山	7	374	013	
56	皿谷町67字向山	16	374	034	
57	皿谷町67字向山	34	374	072	
58					
59					
60					

【経営管理実施権が設定されない場合】
（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。

（2. 留意事項）

○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

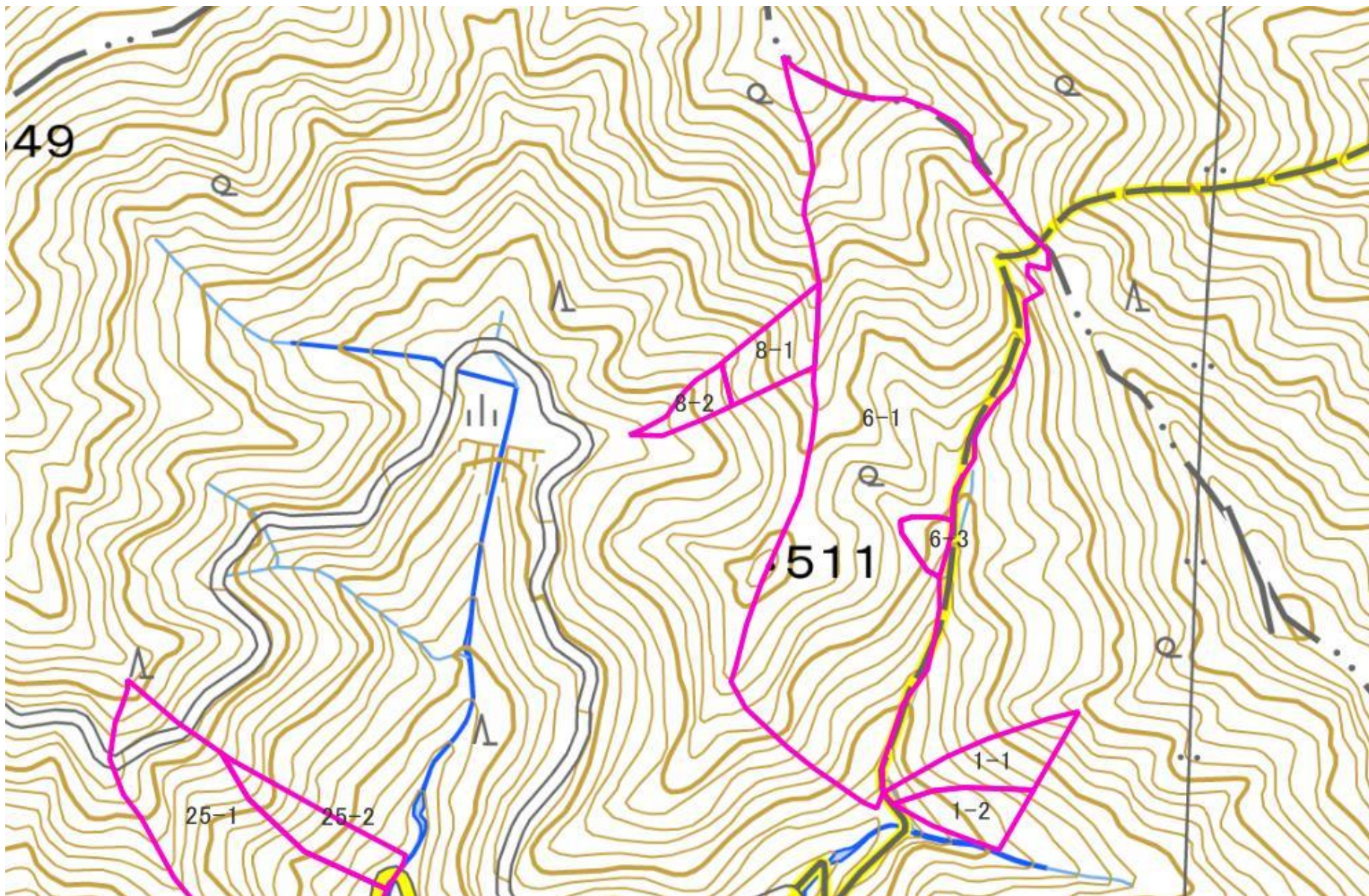
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

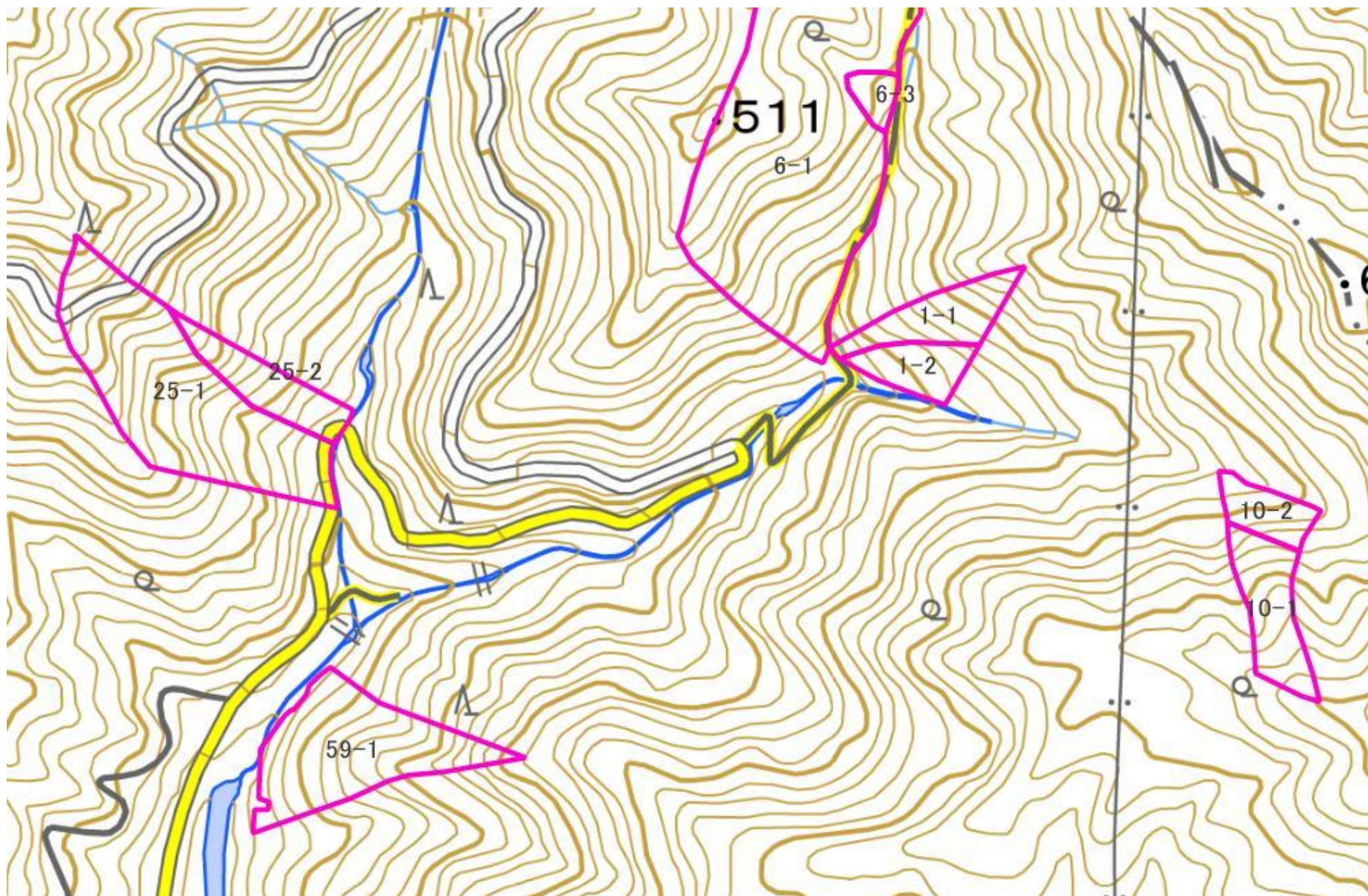
〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

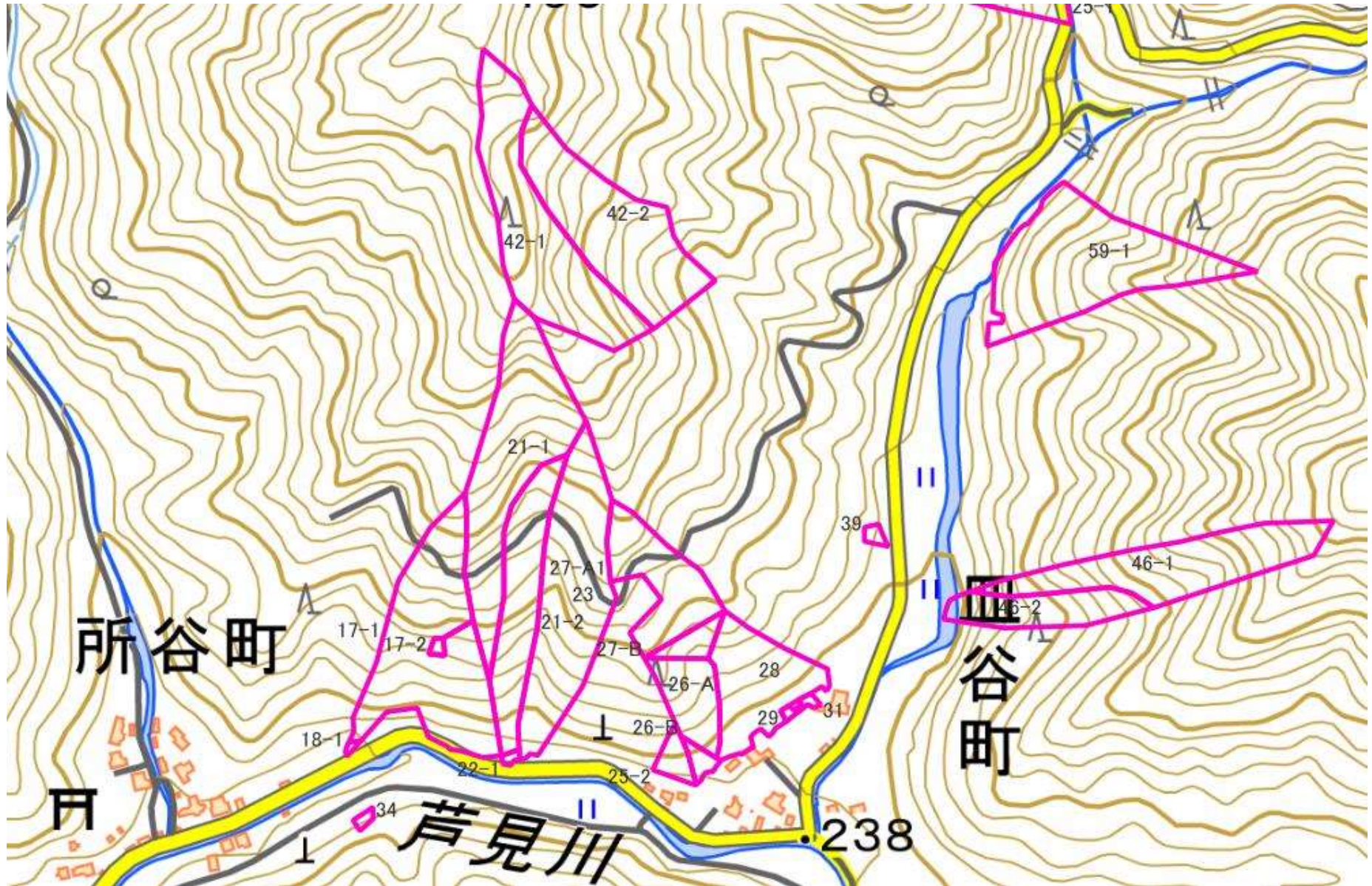
配置図 - 1



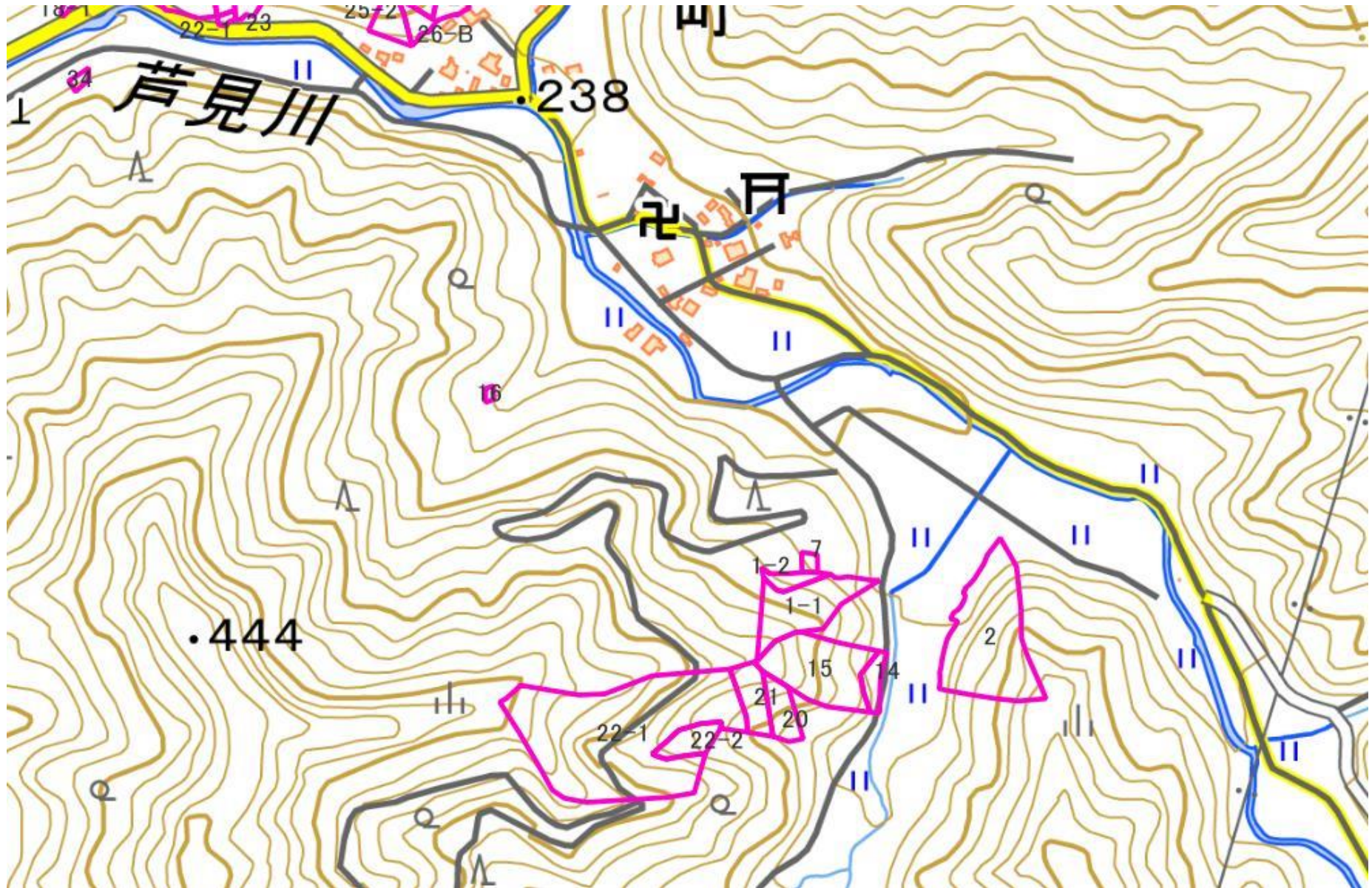
配置图 - 2



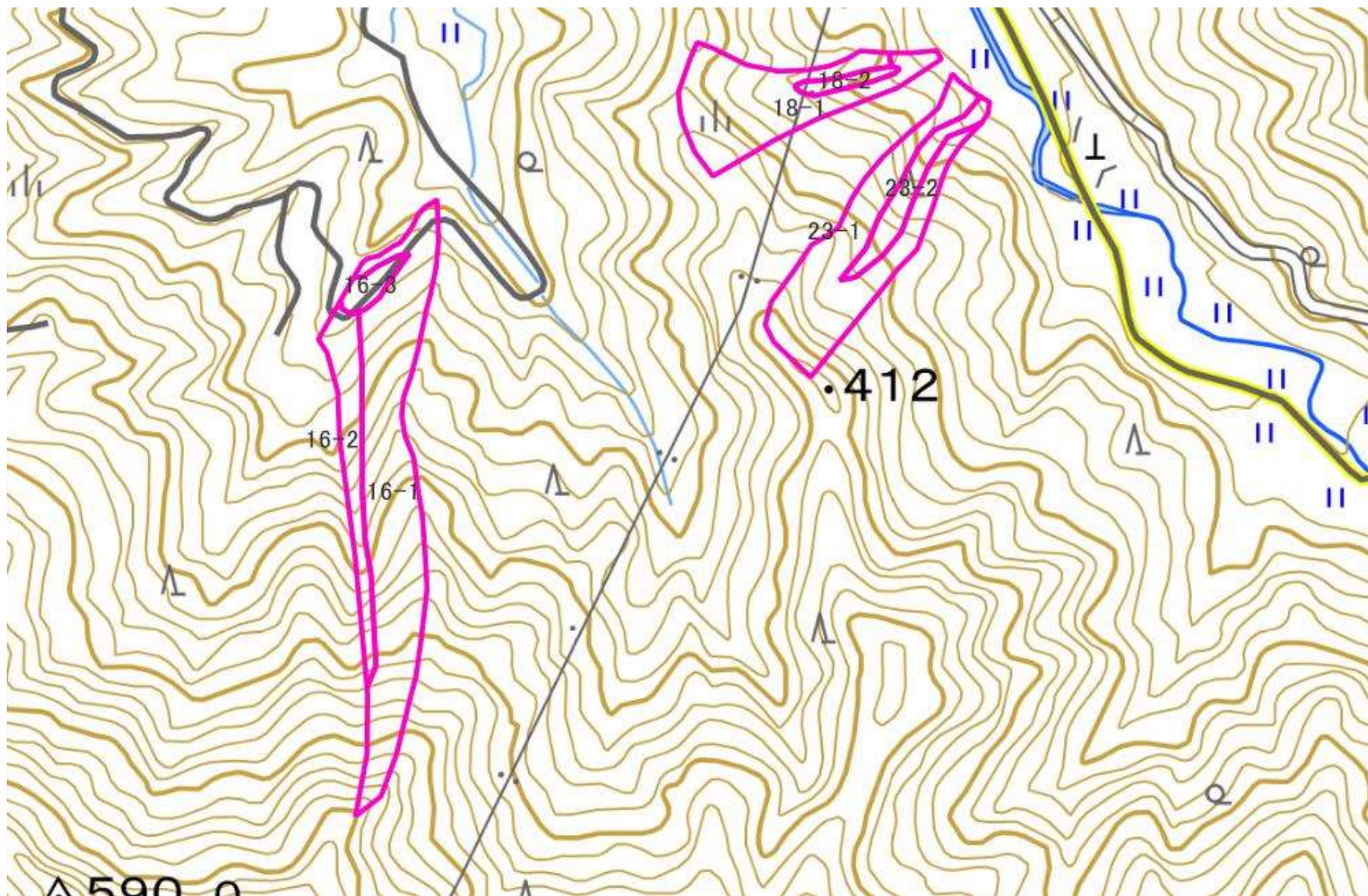
配置図 - 3



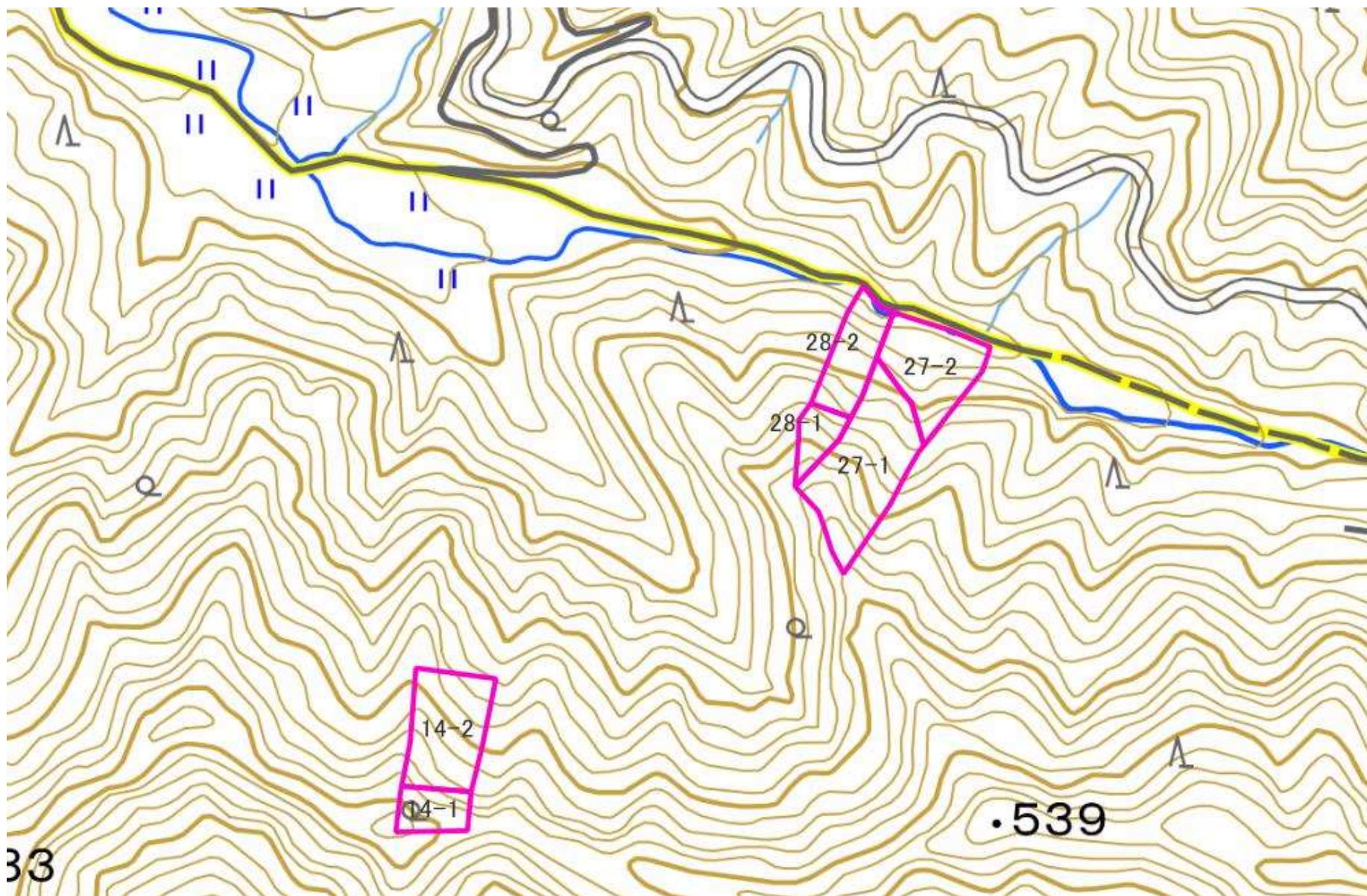
配置図 - 4



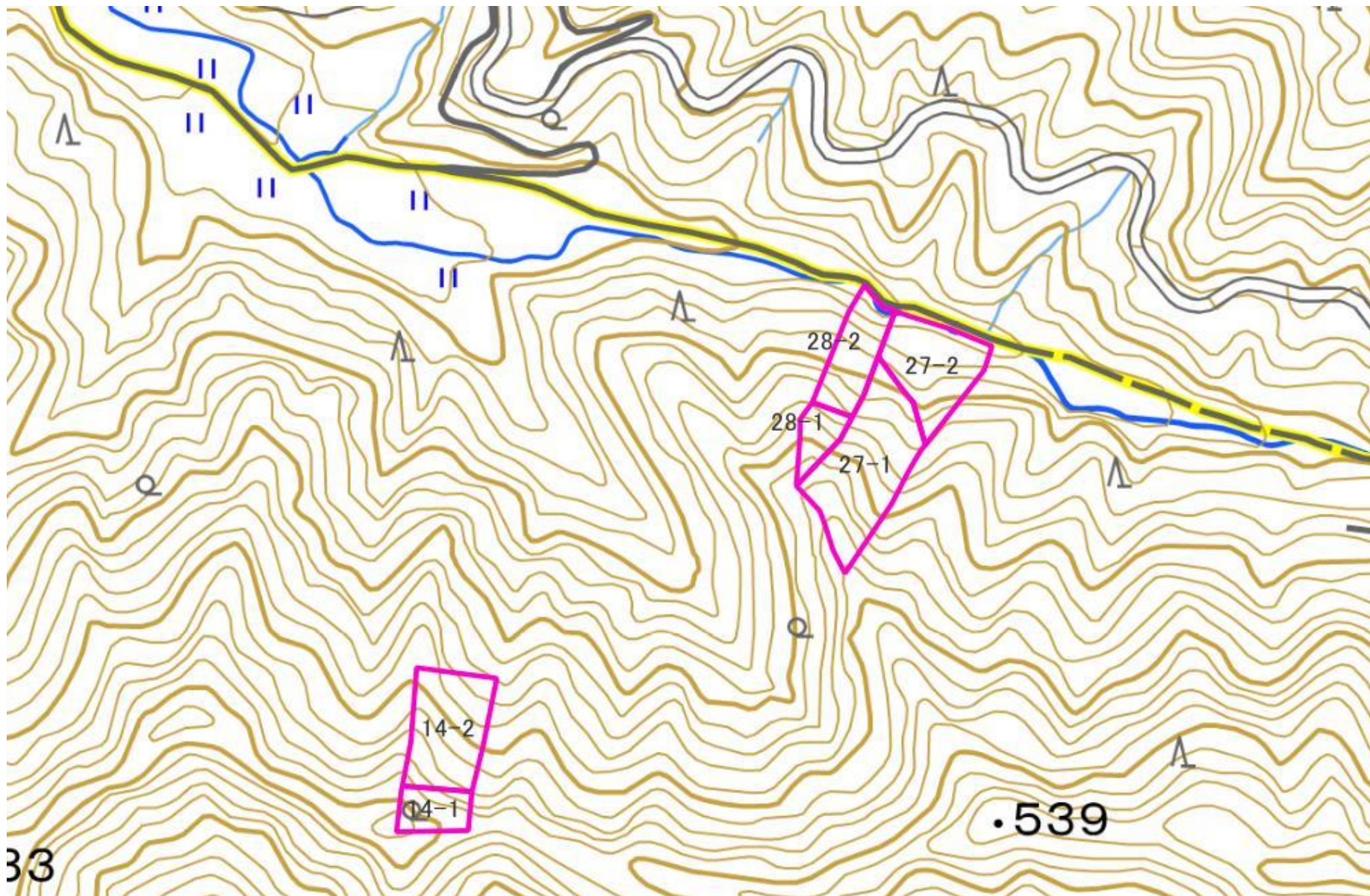
配置图 - 5



配置図 - 6



配置図 - 6



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023004

整理番号	集R5-美山-7	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町67字向山	26	374	054	山林	0.0036	スギ	94	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 同	上	氏名又は名称	[Redacted]	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町67字向山	26	374	054	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町67字向山	26	374	054	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023009

整理番号	集R5-美山-8	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町67字向山	36-1	374	075	山林	0.1884	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 同	上	氏名又は名称	[Redacted]	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町67字向山	36-1	374	075	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町67字向山	36-1	374	075	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023015

整理 番号	集R5-美山-9	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町7字六呂谷	8-1	371	131	山林	0.0198	その他広葉樹	78	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町7字六呂谷	8-2	371	132	山林	0.0396	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3	皿谷町23字坊田	4	373	001	山林	0.1573	スギ	12	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
4	皿谷町24字高畑	10	373	039	山林	0.0125	スギ	12	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
5	皿谷町24字高畑	12	373	039	山林	0.0257	スギ	12	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
6	皿谷町51字御免無	13-2	364	038	保安林	0.4462	その他広葉樹	89	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
7	皿谷町51字御免無	13-6	364	044	保安林	0.8755	その他広葉樹	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
8	皿谷町63字中尾	11	372	121	畑	0.0092	スギ	89	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
9	皿谷町66字中ノ谷	8-5	373	139	保安林	0.0198	その他広葉樹	78	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所	同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所	同	上	氏名又は名称	[Redacted]	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町7字六呂谷	8-1	371	131	
2	皿谷町7字六呂谷	8-2	371	132	
3	皿谷町23字坊田	4	373	001	
4	皿谷町24字高畑	10	373	039	
5	皿谷町24字高畑	12	373	039	
6	皿谷町51字御免無	13-2	364	038	
7	皿谷町51字御免無	13-6	364	044	
8	皿谷町63字中尾	11	372	121	
9	皿谷町66字中ノ谷	8-5	373	139	
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町7字六呂谷	8-1	371	131	
2	皿谷町7字六呂谷	8-2	371	132	
3	皿谷町23字坊田	4	373	001	
4	皿谷町24字高畑	10	373	039	
5	皿谷町24字高畑	12	373	039	
6	皿谷町51字御免無	13-2	364	038	
7	皿谷町51字御免無	13-6	364	044	
8	皿谷町63字中尾	11	372	121	
9	皿谷町66字中ノ谷	8-5	373	139	
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

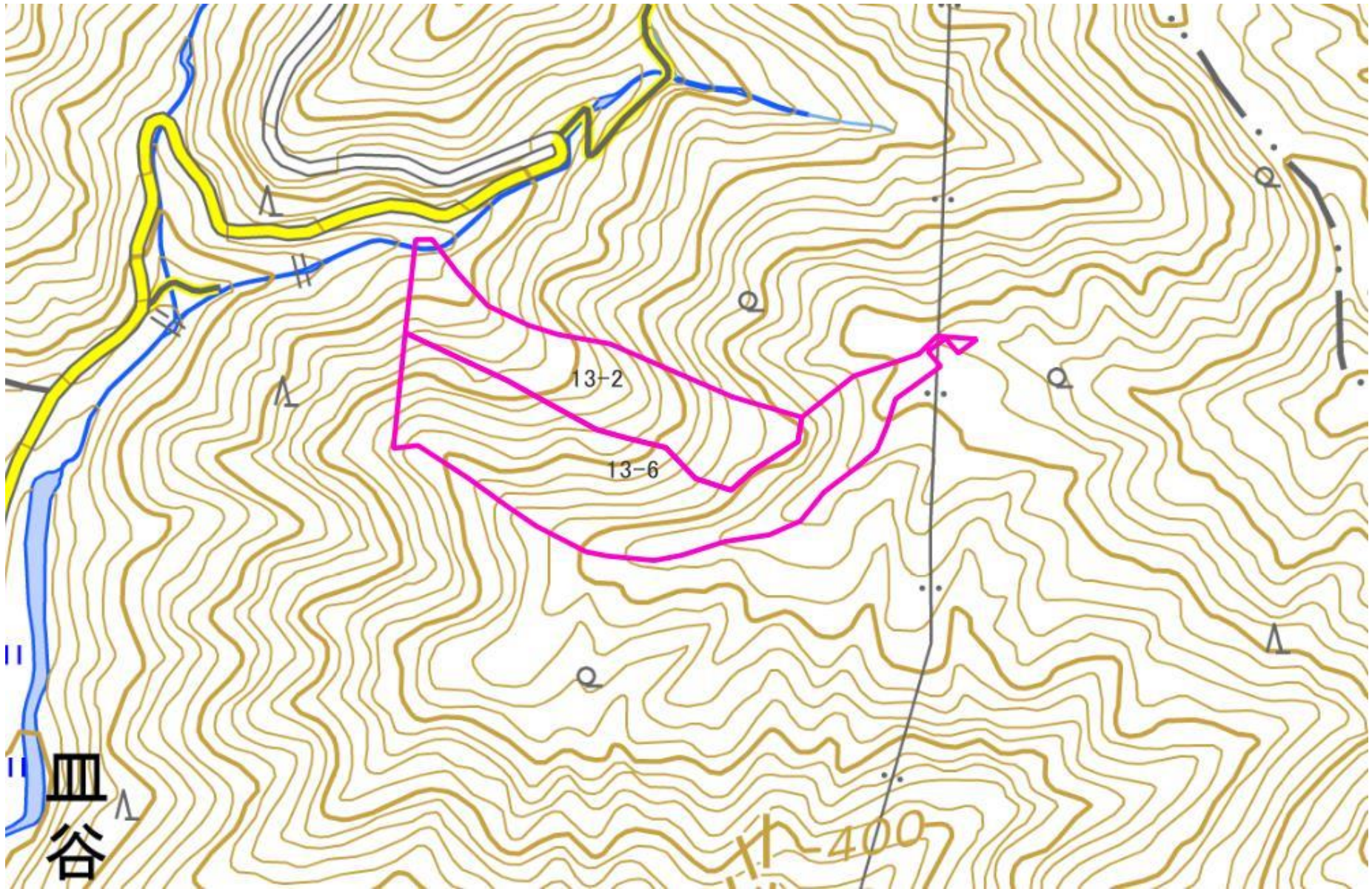
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

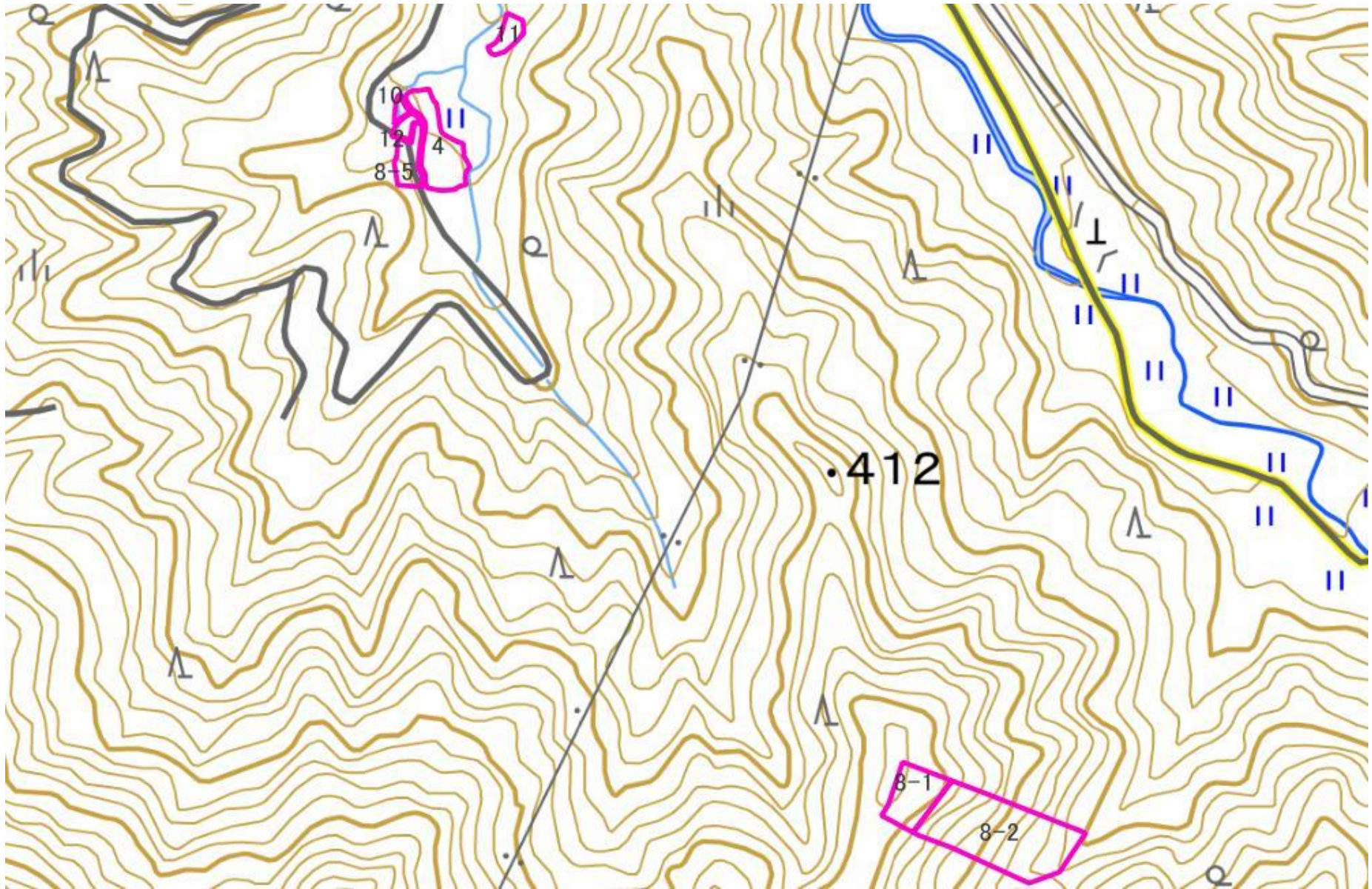
〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



配置図 - 2



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023001

整理 番号	集R5-美山-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町20字林腰	5・6・7・13・14・15合併	372	008	田	0.1041	スギ	23	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町34字上ノ山	20-1	362	014	山林	0.0025	スギ	124	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 住所 同 上 名称 福井市長 西行 茂 印

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所 同 上 氏名又は名称 [Redacted] 印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町20字林腰	5・6・7・13・14・15合併	372	008	
2	皿谷町34字上ノ山	20-1	362	014	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町20字林腰	5・6・7・13・14・15合併	372	008	
2	皿谷町34字上ノ山	20-1	362	014	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023002

整理 番号	集R5-美山-11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町34字上ノ山	24	362	021	山林	0.354	スギ	58	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町67字向山	21-1	374	045	保安林	0.5157	スギ	80	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3	皿谷町67字向山	21-2	374	046	保安林	0.0991	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
4	皿谷町67字向山	22-1	374	047	保安林	0.3867	スギ	84	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
5	皿谷町67字向山	22-2	374	048	山林	0.119	スギ	84	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
6	皿谷町67字向山	24-1	374	050	保安林	0.1963	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
7	皿谷町67字向山	24-2	374	052	保安林	0.0099	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 同	上	氏名又は名称	[Redacted]	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町34字上ノ山	24	362	021	
2	皿谷町67字向山	21-1	374	045	
3	皿谷町67字向山	21-2	374	046	
4	皿谷町67字向山	22-1	374	047	
5	皿谷町67字向山	22-2	374	048	
6	皿谷町67字向山	24-1	374	050	
7	皿谷町67字向山	24-2	374	052	
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町34字上ノ山	24	362	021	
2	皿谷町67字向山	21-1	374	045	
3	皿谷町67字向山	21-2	374	046	
4	皿谷町67字向山	22-1	374	047	
5	皿谷町67字向山	22-2	374	048	
6	皿谷町67字向山	24-1	374	050	
7	皿谷町67字向山	24-2	374	052	
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

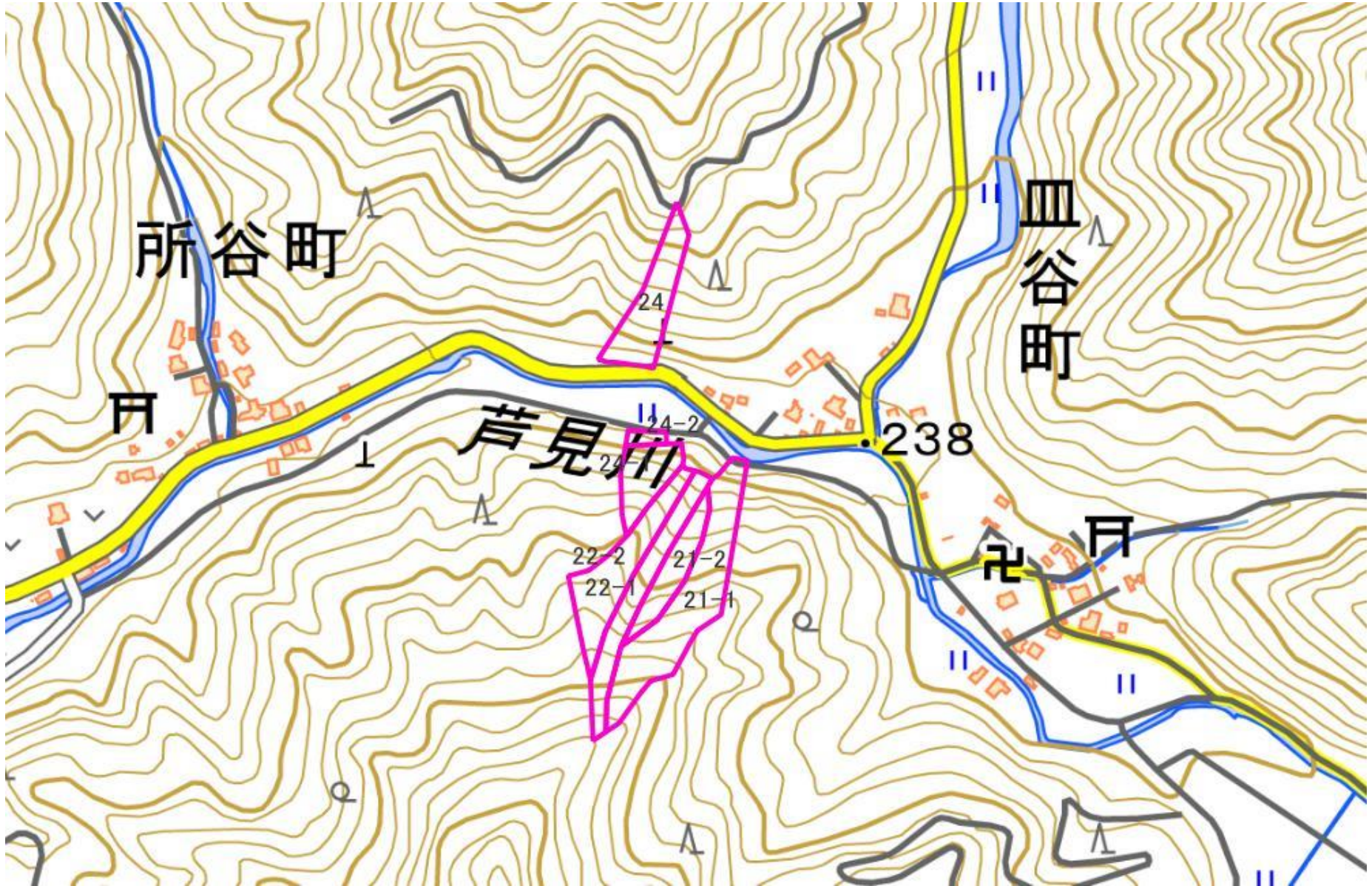
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



経営管理権集積計画

1 個別事項

201023011

整理 番号	集R5-美山-12	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 福井市長 西行 茂	(所在地) 福井県福井市大手3丁目10番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の終期（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	皿谷町24字高畑	19	373	031	山林	0.0066	スギ	70	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町24字高畑	24	373	038	山林	0.0396	スギ	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 同	上	名称	福井市長 西行 茂	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 同	上	氏名又は名称	[Redacted]	印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	皿谷町24字高畑	19	373	031	
2	皿谷町24字高畑	24	373	038	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<p>【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>（3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
1	皿谷町24字高畑	19	373	031	
2	皿谷町24字高畑	24	373	038	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1

